

もうすぐ所得申告相談会が始まります！

玉川村役場 住民税務課

村の令和6年分所得申告相談受付期間は、**令和7年2月13日(木)～3月17日(月)**です。申告に必要な書類は早めに取りまとめいただき、指定日に申告できますよう準備をお願いします。(指定日に都合がつかない方は、申告期間内の都合の良い日にお越しください)

1 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、玉川村に住所があり、(1)～(5)いずれかに該当する方

※下記に該当しない方でも、扶養控除や医療費控除などの各種控除を受けようとする場合は、申告が必要となります。詳しくはお問合せ下さい。

- (1) 農業、商業、営業等の各種事業を営んでいる方
- (2) 地代・家賃等の収入、不動産や株式等の譲渡収入があった方
- (3) 給与所得者で次のいずれかに該当する方
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与収入以外に収入があった方や2カ所以上から給与を受けていた方
 - ・給与収入のみの方で、令和6年中に会社を中途退職し、年末調整の済んでいない方
- (4) 年金受給者で次のいずれかに該当する方
 - ・年金の収入金額が400万円を超える方
 - ・年金以外に収入があった方
- (5) 収入が無かった方(遺族年金、障害年金等の非課税所得のみの受給者を含む)で、どなたからも税法上の扶養にとられていない方

注意 申告書は住民税の課税資料のほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定として利用されます。申告がないと、適正な保険料等の算定ができただけでなく、村営住宅・児童手当・保育園などの手続き等で必要になる各種証明書の発行もできなくなりますので、**昨年中に収入が無かった方でも、税法上の扶養にとられていない方は必ず申告してください。**

2 申告に持参するもの

- ▶申告者の金融機関等の口座番号及び通帳印(納付額又は還付金が生じた場合必要)
- ▶給与所得源泉者 ⇒ 源泉徴収票又は事業主の支払証明書
- ▶事業所得者(農業所得者含む) ⇒ 収支内訳書と所得計算に必要な帳簿書類等
- ▶譲渡所得のある方 ⇒ 売買契約書及び公的機関が発行する証明書(買取等の証明書等)
- ▶年金所得者 ⇒ 公的年金等の源泉徴収票
- ▶配当所得等の配当・売却等のあった方で特定口座の方 ⇒ 特定口座年間取引報告書等

◎控除を受けるための書類

- ▶生命保険料控除等を受けられる方 ⇒ 保険料等控除証明書
- ▶国民年金保険料の控除を受けられる方 ⇒ 国民年金保険料控除証明書
- ▶障害者控除を受けられる方 ⇒ 身体障害者手帳等
- ▶医療費控除(セルフメディケーション税制を含む)を受けられる方 ⇒ 領収書または医療費控除の明細書、生命保険や高額療養費からの給付金が分かる書類(別添:「医療費控除の申告をされる方へ」を参照のうえ、来場前に領収書等の集計をお願いいたします)

◎農業申告をされる方

※裏面に「農業所得収支事前準備メモ」を掲載しておりますので、事前に作成のうえ、ご持参ください。

3 個人番号(マイナンバー)の記載について

個人番号の記載と本人確認が必要となっております。下記の書類を持参してください。

- ①個人番号確認書類 ⇒ 個人番号カード(②は不要)通知カード または個人番号記載のある住民票写し(②が必要)
- ②本人確認書類 ⇒ 顔写真付きのものは1点(運転免許証、パスポート等)顔写真が付いていないものは2点(保険証、年金手帳等)

※ 同じ世帯で代理の方が申告する場合は、申告者本人の①②書類のコピーを代理の方が持参して申告してください。別世帯の代理の方が申告する場合は、住民税務課までお問い合わせください。

4 令和6年分所得申告相談日程

【申告会場】 玉川村就業改善センター(役場本庁舎隣) 1階 産就室

【受付時間】 午前の部:午前9時～午前11時 ・ 午後の部:午後1時～午後4時

申告月日			申告会場	該当区	該当地区
月	日	曜日			
2	13	木	玉川村就業改善センター	蒜生	蒜生地区全域
	14	金		小高	第1組～第7組
	17	月		小高	第8組～第17組
	18	火		小高中	その他組 第1組～第4組
	19	水		中	第5組～第14組 その他組外
	20	木		川辺	第1組～第6組
	21	金		川辺	第7組～第11組
	24	月		祝日(休日)	天皇誕生日
	25	火		川辺	宮ノ前・共同・宿・中沖・宮ノ前ニュータウン組 中妻・向宿・武道・館・赤坂団地組・その他組外
	26	水		竜崎	第1組～第5組
27	木	竜崎	第6組～第11組		
28	金	竜崎 岩法寺	その他組外 第1組～第4組		
3	3	月	岩法寺	第5組～第14組 その他組外	
	4	火	北須釜	奥撫・仁戸内・遠館石・近館石組	
	5	水	北須釜	三蔵・北中・森殿・北入・桜窪組	
	6	木	北須釜	西部・その他組外	
	7	金	南須釜	堂ノ内・奥平・八又・柳作組	
	10	月	南須釜	狸穴・牛沼・小半弓・千五沢・滝作・古宿・久保宿・南宿組	
	11	火	南須釜	粟踏石・八木・横内・小柳作・荻ノ田・蟹沢	
	12	水	南須釜 吉	村営住宅・西ヶ作組・その他組外 吉地区全域	
13	木	山小屋	山小屋地区全域・河平組		
14	金	四辻新田	四辻新田地区全域・青井沢組		
17	月	予備日	該当日にできない方		

※1年目の住宅借入金等特別控除・雑損控除及び死亡した方の申告は、本申告会場で受け付けできませんので、須賀川税務署の申告会場にて申告してください。

お問い合わせ先 **村県民税申告 玉川村住民税務課 ☎57-4622**

所得税確定申告 須賀川税務署 ☎0248-75-2194